

江 東 区 公 報

告 示

目 次

◎告 示

平成 19 年度上半期の財政状況の公表について(299)	1
人事行政の運営等の状況の公表について(300)	4

◎江東区告示第 299 号

江東区財政状況の公表に関する条例（昭和 39 年 3 月江東区条例第 5 号）に基づいて、平成 19 年度上半期の財政状況を別紙のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 21 日

江東区長 山 崎 孝 明

(別紙)

平成 19 年度上半期の財政状況 ～ 江 東 区 ～

1 平成 19 年度予算等の概況

(1) 上半期予算の執行状況

平成 19 年 4 月から 9 月までの歳入歳出の執行状況については、以下のとおりです。

平成 19 年度予算については、平成 19 年 6 月に一般会計の補正を行いました。

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

会計区分	予算現額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	支出済額 (円)	支出率 (%)
一般会計	132,597,668,000	59,788,761,758	45.1	53,945,318,227	40.7
国民健康保険会計	48,254,000,000	19,400,783,596	40.2	19,428,334,123	40.3
老人保健会計	27,985,000,000	12,400,600,199	44.3	10,858,545,374	38.8
介護保険会計	18,579,000,000	8,558,044,941	46.1	6,978,627,970	37.6
合 計	227,415,668,000	100,148,190,494	44.0	91,210,825,694	40.1

※一般会計には、繰越明許費繰越額 (6,353,000 円) 及び事故繰越し額 (21,315,000 円) を含む。

(2) 平成 19 年度補正予算 (第 1 号) の状況

一般会計補正予算 (第 1 号) の内容は以下のとおりです。

(平成 19 年 6 月 29 日第 2 回区議会定例会可決・2 億 2,300 万円の増額補正)

- ・子ども医療費助成事業..... 1 億 1,186 万円
- ・基本構想・長期基本計画策定事業..... 2,220 万円
- ・私立保育所施設整備資金融資事業..... 144 万円
- ・私立保育所施設整備資金融資基金繰出金..... 8,750 万円

(3) 区民負担の状況

区が事業を行うために必要な経費を支える収入のうち、区民の皆さんがどのくらい負担しているか、最も身近な特別区民税についてみてみますと、以下のようになります。

	区民税調定額 (千円)	人口 (人)	1 人当たり 負担額 (円)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり 負担額 (円)
平成 19 年 9 月 30 日 現在	38,350,973	445,434	86,098	209,145	183,370

※人口には外国人登録数を含む。

(4) 区有財産

区で保有している財産は、下の表のとおりです。

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

区 分	数 量	金 額 (円)	構 成 比 (%)
土 地	1,339,442.92 m ²	297,596,872,000	58.5
建 物	818,322.36 m ²	128,066,835,000	25.2
基 金	20 基金	73,111,054,239	14.4
工 作 物		4,031,120,000	0.8
物 品	2,802 点	3,263,050,964	0.6
貸 付 金		981,328,752	0.2
有価証券等		1,060,561,063	0.2
立 木	6,036 本	541,586,000	0.1
合 計	—	508,652,408,018	100.0
	区民 1 人当たり	1,141,925	

(5) 基金現在高

平成 19 年 9 月 30 日現在の区の基金残高は下の表のとおりです。20 基金のうち、剰余金や財産売払収入等を計画的に積立て、事業目的に応じて繰入れる「積立基金」(9 基金)と、利子等の運用益や貸付等により事業を行う「定額運用基金」(11 基金)があります。

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

積 立 基 金	金 額 (円)	定 額 運 用 基 金	金 額 (円)
財政調整基金	17,501,784,975	私立幼稚園施設整備資金融資基金	20,000,000
減債基金	6,215,661,000	用地取得基金	6,000,000,000
公共施設建設基金	19,952,457,000	中小企業融資基金	4,200,000,000
防災基金	5,194,786,000	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	70,000,000
学校施設改築等基金	10,631,336,264	国民健康保険出産費資金貸付基金	10,000,000
文化・スポーツ振興基金	5,249,000	高額介護サービス費等貸付基金	20,000,000
エコ・リサイクル基金	715,102,000	私立保育所施設整備資金融資基金	100,000,000
区営住宅整備基金	751,939,000	住宅修築資金融資基金	90,000,000
介護給付費準備基金	1,175,739,000	私立高等学校等入学資金融資基金	42,000,000
		用品調達基金	15,000,000
		公共料金支払基金	400,000,000
合 計	62,144,054,239	合 計	10,967,000,000

(6) 区債現在高

平成 19 年 9 月 30 日現在の区債残高は下の表のとおりです。今後、学校施設の改築・耐震補強等の区債発行を予定しています。なお、一時的に支払資金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に金融機関などから借り入れる「一時借入金」は、平成 19 年 9 月 30 日現在ありません。

(単位：千円)

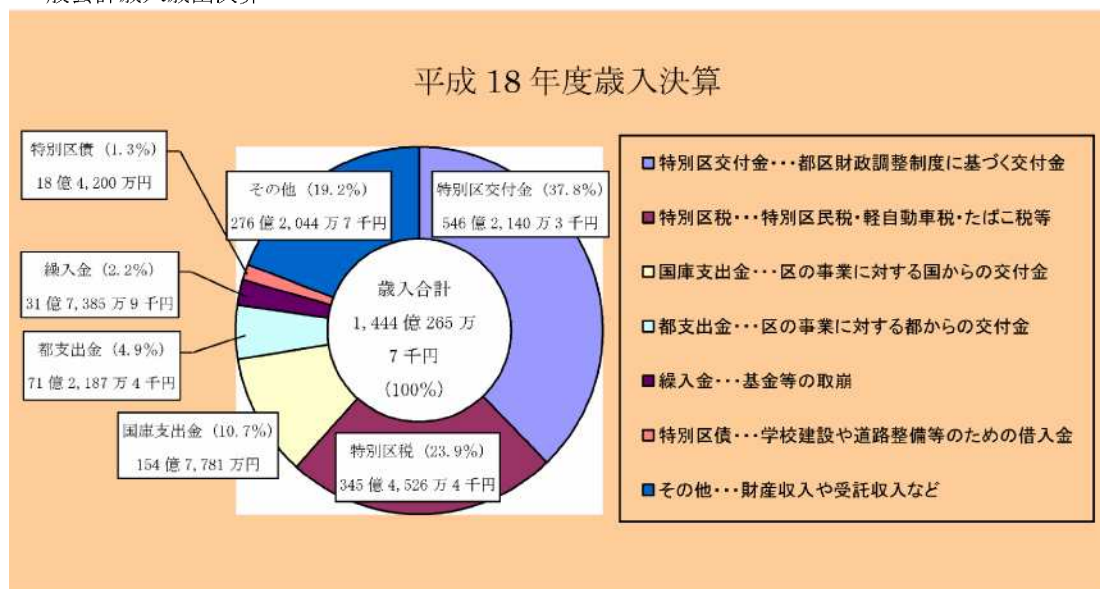
区 分	18 年度末 現 在 高	19 年 9 月 30 日 現 在 高	19 年 10 月以降 元金償還見込	19 年 10 月以降 起債発行見込	19 年度末 現 在 高 見 込
教 育 事 業	14,697,497	14,175,970	610,953	1,121,000	14,686,017
庁 舎 等	2,699,177	2,488,407	334,002		2,154,405
厚生福祉事業	2,187,262	2,105,100	257,024		1,848,076
土 木 事 業	1,273,250	1,273,250	51,700	230,000	1,451,550
保健衛生事業	596,000	596,000	15,154		580,846
住民税減税補てん債	12,421,878	11,883,163	542,045		11,341,118
臨時税収補てん債	1,470,624	1,410,529	60,696		1,349,833
合 計	35,345,688	33,932,419	1,871,574	1,351,000	33,411,845

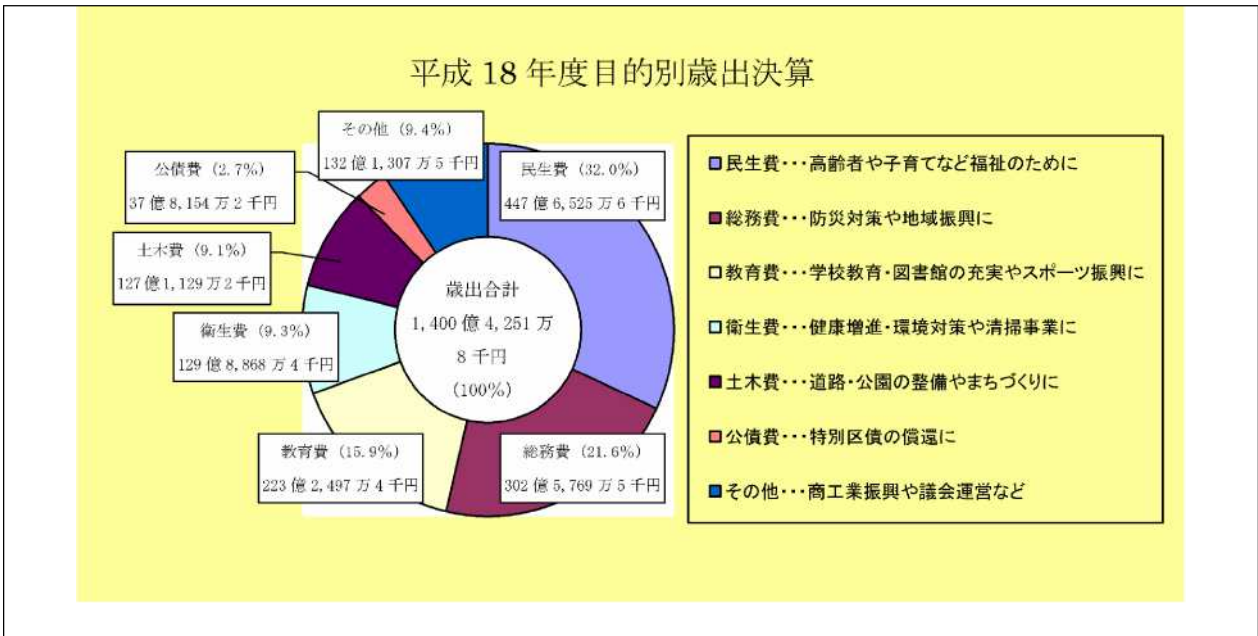
2 平成 18 年度決算の概況

(1) 歳入歳出決算総括

会計区分	予算現額 (円)	収入額 (円)	収入 率 (%)	支出額 (円)	支出 率 (%)
一般会計	144,436,000,000	144,402,657,222	100.0	140,042,517,412	97.0
国民健康保険会計	44,085,000,000	43,675,318,330	99.1	42,290,991,120	95.9
老人保健会計	27,550,000,000	26,806,953,072	97.3	26,530,222,088	96.3
介護保険会計	16,915,000,000	16,554,366,580	97.9	16,230,554,395	96.0
合 計	232,986,000,000	231,439,295,204	99.3	225,094,285,015	96.6

(2) 一般会計歳入歳出決算





◎江東区告示第 300 号

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年 3 月江東区条例第 1 号）に基づいて、人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

(別紙)

江東区人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年江東区条例第1号)に基づき、前年度の江東区の人事行政の運営等の状況について公表します。

これは、職員の任用、給与の状況等を公表することによって、江東区の人事行政運営における公平性及び透明性を確保することを目的としています。

○ 公表項目

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の給与等に関する状況
- III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV 職員の服務、分限及び懲戒処分等の状況
- V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- VI 職員の福祉及び利益の保護の状況
- VII 特別区人事委員会の業務状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用選考の状況

平成18年度における採用選考については、以下のとおり実施しました。(江東区実施分)

(1) 受験資格等

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格・免許
福祉	II類	無	30歳未満	保育士の免許を有する者

※ 他の職種については特別区人事委員会を実施(特別区人事委員会の業務状況参照)

(2) 実施日程

職種	告示	第一次選考	第二次選考	最終合格発表
福祉	平成18年6月30日	平成18年8月27日	平成18年9月25日～10月11日	平成18年10月24日

(3) 実施状況

職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
福祉	若干名	141名	109名	25名

2 昇任選考の状況

平成18年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

(1) 主任主事昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月31日現在、2級職に7年以上在職し、年齢50歳未満の者	筆記考査、勤務評定
長期A	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月31日現在、2級職に12年以上在職し、年齢40歳以上56歳未満の者	勤務評定
長期B	別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月31日現在、2級職に5年以上在職し、年齢55歳以上の者	勤務評定

<別表>

(事務系)事務、社会教育	(福祉系)福祉、心理	(一般技術系)土木造園、建築、機械、電気、衛生監視	(医療技術系)診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
--------------	------------	---------------------------	------------------------------------

② 実施状況

区分	有資格者数	合格者数
短期	256名	51名
長期A	22名	3名
長期B	6名	0名

(2) 係長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成19年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	筆記選考、勤務評定、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成19年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上56歳未満の者	勤務評定

<別表>

(事務系) 事務、社会教育	(福祉系) 福祉、心理	(技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
---------------	-------------	--

② 実施状況

区分	有資格者数	合格者数
一般	466名	26名
長期	281名	9名

(3) 総括係長昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成19年3月末日現在、係長、担当係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、年齢42歳以上55歳未満の者	勤務評定

<別表>

(事務系) 事務、社会教育	(福祉系) 福祉、心理	(技術系) 土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師
---------------	-------------	--

② 実施状況

有資格者数	合格者数
102名	13名

(4) 管理職選考

① 受験資格及び選考方法

特別区人事委員会の業務状況参照

② 江東区における状況

有資格者数	合格者数
926名	10名

(5) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成19年3月31日現在、1級職に19年以上在職し、年齢42歳以上58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定

<別表>

(技能系) 技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ	(業務系) 事務(業務)、業務
-------------------------------	-----------------

② 実施状況

有資格者数	合格者数
307名	30名

(6) 技能長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表1の技能長設置職場において、別表2に掲げる職種の職務に従事する者で、平成19年3月31日現在、技能主任の職に4年以上在職し、年齢58歳未満の者	筆記考査、面接、勤務評定

<別表1>

技能長設置職場	清掃事務所
---------	-------

<別表2>

(技能系) 技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ	(業務系) 事務(業務)、業務
-------------------------------	-----------------

② 実施状況

有資格者数	合格者数
22名	1名

3 職員数に関する状況

平成19年4月1日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。(職員数からは特別職、教育長及び地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員は除きます。)

(1) 職種別職員数

	一般職員					教育職員	合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
男	690人	39人	162人	11人	352人	6人	1,260人
女	441人	744人	18人	91人	299人	101人	1,694人
計	1,131人	783人	180人	102人	651人	107人	2,954人

(2) 職層別職員数

部長級	統括課長	課長級	総括係長	係長級	主任主事	主事	技能業務	園長	副園長	教諭	指導主事
28人	10人	39人	109人	379人	1,078人	553人	651人	11人	9人	85人	2人

<参考>技能業務系職員の内訳

統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
2人	12人	114人	523人

(3) 正規職員採用者数(平成18年4月2日から平成19年4月1日)

区分	一般職員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
I類	29人	0人	11人	1人	—	—	41人
II類	0人	30人	0人	0人	—	—	30人
III類	7人	0人	0人	0人	—	—	7人
技能業務系	—	—	—	—	3人	—	3人
教育職員	—	—	—	—	—	8人	8人
その他	—	—	—	1人	—	—	1人

(注) 区分については、各選考の実施状況参照。

(4) 正規職員退職者数 (平成18年4月2日から平成19年4月1日)

	一 般 職 員					教育職員	計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系		
定年退職	25人	19人	2人	0人	52人	0人	98人
勸奨退職	15人	8人	1人	1人	5人	1人	31人
普通退職	4人	7人	1人	1人	3人	6人	22人
死亡	2人	1人	0人	0人	0人	0人	3人

<参考> 職員数に関する状況中の一般職員の区分の詳細は次のとおりです。

区分	職 務
事務系	一般事務・社会教育
福祉系	福祉・保育士・児童指導・心理
一般技術系	土木技術・造園技術・建築技術・機械技術・電気技術・保健衛生監視・食品衛生監視・化学技術
医療技術系	医師・歯科医師・診療放射線・歯科衛生士・検査技術・栄養士・保健師・看護師・准看護師
技能業務系	自動車運転・介護指導・電話交換・警備・作業Ⅰ・調理・用務・環境技能・作業Ⅱ・自動車運転Ⅱ・自動車整備・作業Ⅲ・一般事務(業務)・一般業務
教育職員	幼稚園教育職員・指導主事

(5) 再任用・再雇用職員数 (平成19年4月1日現在)

区では高齢者の知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営のため、定年又は勸奨退職後5年間に限り、退職者を再任用・再雇用として活用しています。

再任用	再雇用	計
134人	190人	324人

II 職員の給与等に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 424,835	千円 139,624,922	千円 4,330,494	千円 30,429,904	% 21.8	% 23.0

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 2,905	千円 12,387,289	千円 3,303,793	千円 5,388,168	千円 21,079,250	千円 7,256

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
江 東 区	43歳10月	358,100円	462,929円	425,206円
東 京 都	43歳 7月	357,414円	473,427円	—
国	40歳 7月	325,724円	—	383,541円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）
江 東 区	49歳 0月	340,300円	425,663円	401,025円
うち 用務員	51歳 2月	340,600円	405,038円	399,623円
うち 清掃職員	43歳 1月	337,900円	450,114円	405,602円
うち 学校給食員	52歳 0月	342,900円	396,728円	396,171円
東 京 都	47歳 0月	330,732円	429,065円	—
国	48歳 8月	287,094円	—	320,514円

③ 幼稚園教育職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江 東 区	41歳 4月	364,700円	443,767円
東 京 都	43歳 7月	385,796円	482,948円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の金額等を記載しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		江 東 区	東 京 都	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	143,000円	142,700円	138,400円
技能労務職	高校卒	143,000円	142,700円	—
幼稚園教育職員	大学卒	195,600円	195,600円	—
	短大卒	178,100円	178,100円	—

(注) 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の初任給を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	285,245円	340,214円	377,431円
	高校卒	232,514円	276,979円	329,430円
技能労務職	高校卒	239,300円	280,193円	317,007円
幼稚園教育職員	大学卒	326,144円	364,312円	410,384円
	短大卒	295,776円	350,532円	422,654円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	下記各職務の級に属さない職の職務	59人	4.8%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職の職務	213人	17.5%
3 級	主任主事又はこれに相当する職の職務	322人	26.5%
4 級	係長、担当係長、主査又はこれに相当する職の職務	418人	34.3%
5 級	総括係長の職の職務	135人	11.1%
6 級	課長又はこれに相当する職の職務	33人	2.7%
7 級	統括課長の職の職務	10人	0.8%
8 級	部長又はこれに相当する職の職務	25人	2.1%
9 級	特に重要な業務を所掌する部長の職務	2人	0.2%

(注) 1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 一般行政職の平成19年4月1日の勤務成績に応じた昇給の状況

区分	昇給区分	昇給号数	人数
管理職	A (極めて良好)	6号	6人
	B (特に良好)	5号	16人
管理職以外の職員	A (極めて良好)	6号	93人
	B (特に良好)	5号	257人

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 東 区		国	
1人当たり平均支給額 (18年度)		—	
1,869千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
(1.60)月分	(0.75)月分	(1.60)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	15%、20%	・管理職加算	10~25%

(注) 支給割合は一般職員の例で、()内は再任用職員分です。

【参考】一般行政職の勤勉手当への勤務実績の反映状況（平成18年度）

区分	成績率の段階	成績率	人数
管理職	最上位	105.0/100	0人
	上位	102.5/100	9人

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

江 東 区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25月分	35.00月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	32.50月分	45.50月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	49.75月分	59.20月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	50.00月分	59.20月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			—		
4,904千円 23,150千円			—		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員の平均額です。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		1,613,416千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		515,798円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
江東区内	13%	3,062人	13%
栃木県日光市（日光高原学園）	4%	1人	—

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
江東区内	18%	18%

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1現在)

支給実績 (18年度決算)	95,872千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	64,257円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)	47.9%		
手当の種類 (手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
取締・折衝業務手当	土木部管理課及び交通対策課職員	物件移転補償折衝及び放置自転車撤去等指導・折衝	日額240円
滞納整理事務特別手当	区民部納税課及び国保年金課職員	特別区税・国民健康保険料の滞納処分事務	日額170円
保健・福祉業務手当	福祉事務所、塩浜福祉園及び保健所職員	面接、訪問、相談業務及び各種検査業務	日額170～580円
特定危険現場作業手当	都市整備部建築課及び総務部営繕課職員 土木部道路課及び水辺と緑の課職員	昇降機等の検査業務	日額380円
		危険高所での検査業務	日額270円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理に関連する業務	日額700円
		ごみの収集又は自動車による運搬作業に従事	日額300円 (加算)

※滞納整理事務特別手当は、平成19年度末で廃止します。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	552,129千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	177千円
支給実績 (17年度決算)	584,921千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	183千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	1人あたり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額)	異なる	支給額	227,949 千円	179,771円
	配偶者または配偶者を欠く第一子 13,700円 配偶者を除く2人まで 5,500円 その他 5,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 4,000円 加算額				
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に支給 (支給額) 職務ごとの定額	異なる	職務区分、支給額	110,584 千円	1,151,917円
	部長職(医療職) 127,800円(138,900円) 統括課長 105,800円 課長職(医療職) 91,100円(94,800円) 幼稚園長 92,800円 教頭 56,000円				
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額)	異なる	自動車等使用 距離区分	418,100 千円	158,132円
	交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額:1か月あたり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600～13,000円				
住宅手当	世帯主である職員に支給 (支給額)	異なる	支給要件、支給額	188,754 千円	100,294円
	扶養親族のある者 8,800円 同(単身赴任手当受給者) 4,400円 扶養親族のない者 8,300円 同(単身赴任手当受給者) 4,100円				
初任給調整手当	医師、その他専門的知識を必要とする職に従事する職員に一定期間支給 (支給額)	異なる	支給期間、支給額	11,514千円	1,818,957円
	大学卒業後 1～20年 175,100円 同、 21～40年 1年ごとに減額				
休日給	休日又は深夜に勤務した職員に支給	同じ	—	148,572 千円	247,620円

夜勤手当	(支給額) 休日給 1時間当たり給与額×135/100×勤務時間 夜勤手当 1時間当たり給与額× 25/100×勤務時間				
宿日直手当	宿直、日直を行った職員に支給 (支給額) 宿直又は日直の1回あたり 9,300円	異なる	勤務態様、支給額	4,549千円	64,986円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督する地位にある職員が週休日又は休日に勤務した場合に支給 (支給額) 部長職 12,000円 統括課長、課長職又は幼稚園長 10,000円 教頭 7,000円 6時間を超える勤務の場合 150/100	異なる	支給額	1,834千円	49,568円
義務教育等教員特別手当	幼稚園教育職員に支給 (支給額) 職務の級、号給による定額 (月額) 2,500~9,800円	異なる	該当制度なし	8,967千円	83,028円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 (11月~翌年3月) (支給額) 日光高原学園 (月額) 10,200円	同じ	—	51千円	51,000円
単身赴任手当	在勤する公署の移転等に伴い、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給 (支給額) 配偶者宅との交通距離による 基礎額 月額 20,000円 加算額 (100km以上) 3,000円~7,000円	異なる	距離制限、支給額	1,032千円	258,000円

5 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	区 長	1,163,000円		
	副 区 長	930,000円		
	収 入 役	801,000円		
報 酬	議 長	930,000円		
	副 議 長	801,000円		
	議 員	613,000円		
期 末 手 当	区 長	(18年度支給割合)		
	副 区 長 収 入 役	3.60月分		
手 当	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.60月分		
退 職 手 当	区 長 副 区 長 収 入 役	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×500/100×勤続年数	23,260,000円	(任期毎)
		給料月額×340/100×勤続年数	12,648,000円	(任期毎)
		給料月額×250/100×勤続年数	8,010,000円	(任期毎)

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 収入役は、地方自治法の改正により廃止になり、一般職の会計管理室長が設置されました。

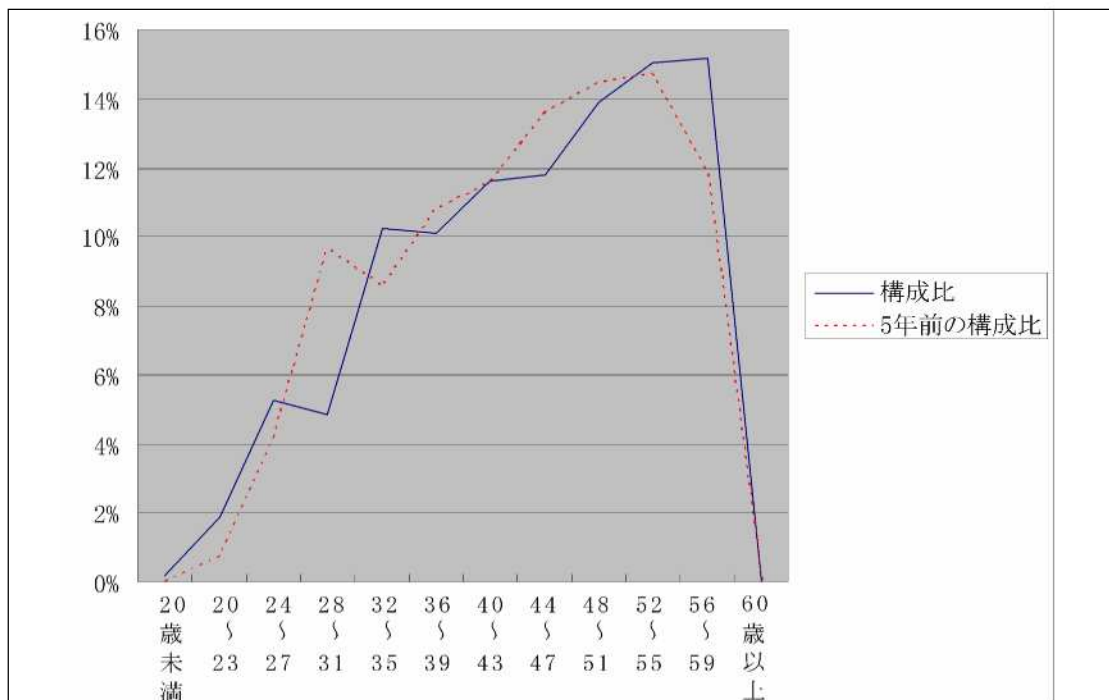
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
一般行政 部 門	議会	14人	14人	0人	執行体制の見直し 保育所の民営化等 執行体制の見直し
	総務	379人	383人	▲4人	
	税務	93人	93人	0人	
	民生	1,172人	1,176人	▲4人	
	衛生	400人	408人	▲8人	
	労働	1人	1人	0人	
	商工	16人	16人	0人	
	土木	234人	234人	0人	
	小計	2,309人	2,325人	▲16人	
特別行政 部 門	教育	539人	582人	▲43人	給食調理業務の委託推進、学校警備の機械化
公営企業 等 会 計 部 門	交通	0人	0人	0人	後期高齢者医療制度発足準備
	その他	107人	105人	2人	
	小計	107人	105人	2人	
合計		2,955人 [3,621]	3,012人 [3,621]	▲57人 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する退職者及び公社等への派遣職員(特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合を除く。)を含み、臨時または非常勤職員を除いています。
 2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	55人	156人	143人	302人	299人	343人	348人	410人	444人	449人	0人	2,955人

(3) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

平成22年4月1日現在における定員の数値目標(集中改革プラン)

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17～22年計	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	2,340人	2,325人	2,309人					
	増減		▲15人	▲16人				▲31人	
特別行政	職員数	622人	582人	539人					
	増減		▲40人	▲43人				▲83人	
公営企業等会計	職員数	103人	105人	107人					
	増減		2人	2人				4人	
計	職員数	3,065人	3,012人	2,955人					2,891人
	増減		▲53人	▲57人				▲110人(63.2%)	▲174人

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻
40時間	8時間	午前8時30分	午後5時15分

(注) 施設の開始時刻及び終了時刻により変則勤務の場合があります。

2 休暇

(1) 休暇の制度概要

種 類	事 項	対象者等	日数等
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇		一年について20日 新規採用者は採用月により異なる。
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	疾病又は負傷のため療養する必要がある職員	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
特別休暇	公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	公民としての権利の行使又は公の職務を執行する職員 必要と認められる時間
	妊娠出産休暇	出産の前後における女子職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女子職員 妊娠中及び出産後を通じて引き続き16週間(多胎妊娠の場合は24週間)以内の期間
	妊娠症状対応休暇	妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合の休暇	妊娠中の女子職員 引き続き10日以内の範囲において日単位で1回に限り承認

特別 休 暇	早期流産休暇	妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要する等のため、勤務することが困難な場合における休暇	妊娠初期において流産した女子職員	流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内
	母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員	健康診査又は保健指導を受けるために必要と認められる時間
	妊婦通勤時間	妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女子職員	正規の勤務時間の始め又は終わりに、それぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内
	育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員に対して、哺育のために休憩時間及び休息時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員	1日2回、1回45分(計90分)
	出産支援休暇	男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	出産の前後を通じて、日を単位として2日以内で承認
	育児参加休暇	男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産する配偶者のいる男子職員	男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内で承認(※養育の必要がある子がいる場合には出産予定日の8週間前から取得可能)
	生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の勤務が著しく困難な女子に対する措置として、休養を与える休暇	生理日の勤務が著しく困難な女子職員	職員が請求した日数
	慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する職員、親族が死亡した職員、父母の追悼のため特別な行事を行う職員	結婚する場合…引き続く7日、親族が死亡した場合…親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合…1日
	災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失等したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	自然災害により現住居が滅失又は損壊した職員	日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	夏季休暇	夏季の期間(7月1日から9月30日まで)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇		原則として、日を単位として5日以内
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活動をする職員	1年につき、5日の範囲内で必要と認められる期間
	リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進する等、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	①満53歳に達した者 ②満43歳に達した者	①日を単位として引き続く3日以内 ②日を単位として引き続く2日以内
子の看護のた	小学校就学の始期に達するまでの子を	小学校就学の始期	1年につき、原則として	

	めの休暇	養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	に達するまでの子を養育する職員	日を単位として5日以内
	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。日、時間を単位として利用することができる。

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員区分	取得期間	平均取得日数
一般職員	平成18年1月1日から平成18年12月31日	15.6日
幼稚園教育職員	平成18年4月1日から平成19年 3月31日	10.5日

(3) 介護休暇の取得状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

区分	介護休暇取得者
男子職員	1人
女子職員	6人
計	7人

3 育児休業等の取得状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

(1) 趣旨

育児休業及び部分休業は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

(2) 制度概要

種類	制 度 内 容
育児休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度。育児休業期間中、給与は無給。
部分休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間（育児時間を含む。）を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められる制度。取得時間に関しては給与の減額を行う。

(3) 取得状況

	育児 休業 取得 者数	うち 両休業 取得者数	部分 休業 取得 者数	平成18年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員			
				対 象 者 数	うち育 児 休 業 取 得 者 数	うち 両 休 業 取 得 者 数	うち 部 分 休 業 取 得 者 数
男子職員	1人	0人	0人	37人	1人	0人	0人
17年度から引き続くもの	0人	0人	0人				
女子職員	52人	0人	8人	52人	52人	0人	0人
17年度から引き続くもの	42人	4人	2人				
計	53人	0人	8人	89人	53人	0人	0人
17年度から引き続くもの	42人	4人	2人				

IV 職員の服務、分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能率の維持と向上を図ることを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
降任	0人	0人
免職	1人	0人
休職	26人	0人
降給	0人	0人
計	27人	0人

(注) 前年度より引き続き休職中の者を含む。

2 懲戒処分の状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

区分	一般職員	幼稚園教育職員
戒告	2人	0人
減給	0人	0人
停職	1人	0人
免職	0人	0人
計	3人	0人

V 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

(1) 江東区実施研修の状況

区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
職 層 研 修	新任研修	新規採用職員	1回	4日	79人
	転任研修(都区間等交流)	都区間等交流の転入職員・管理職	1回	2日	7人
	現任研修(助役と語ろう)	入区3年目の職員	2回	1日	55人
	〃 (体験学習)		1回	3日	48人
	〃 (フォロー)	2級職7年目の職員	2回	2日	52人
	現任技能研修	入区10年目から7年目の技能系職員	2回	2日	30人
	主任主事研修(体験学習)	主任主事1年目の職員	7回	2~3日	57人
	〃 (政策形成)	〃 5年目の職員	3回	4日	64人
	〃 (フォロー)	〃 10年目の職員	2回	2日	34人
	技能主任研修	技能主任1年目の職員	1回	1日	23人
	リフレッシュ研修	現任・主任主事で50歳の職員	3回	1日	52人
	民間企業等派遣研修	係長職1・2年目(短期)の職員	2回	4日	32人
	主査2年目研修(政策形成)	係長2年目(短期)の職員	0回	0日	0人
	課務担当係長昇任前研修	19年度課務担当係長昇任予定者	1回	1日	43人
	係長選択研修(コミュニケーション)	課務担当係長6・9・12年目の職員及び 係長職1年目(長期)の職員	1回	2日	5人
	係長研修(人事評価)	全係長職	8回	1日	320人
	管理職研修(人事評価)	全管理職	3回	2日	76人
	〃 (講演会)		2回	1日	71人
	再任用予定者研修	新規再任用予定者	2回	1日	76人
	清 掃 職 員 研 修	管理職研修(人事評価)	清掃事業の課長級職員	3回	2日
〃 (講演会)		2回		1日	5人
公務員倫理		清掃事務所の全職員	2回	2日	202人
実 務 研 修	服 務	希望する職員	1回	2日	39人
	予 算		1回	1日	42人
	法令入門		1回	2日	29人
	ユニバーサルサービス		1回	2日	13人
	文 書		1回	2日	16人
	救急措置		2回	1日	55人
	IT(アクセス)		2回	1日	40人
	〃 (パワーポイント)		1回	1日	20人
研 特 修 別	時事研修		1回	1日	35人
	リレー研修		2回	1日	23人
講 演 会 ・ そ の 他	管理職選考対策講座		1回	7日	5人
	知って・備えて新型インフルエンザ		1回	1日	28人
派 遣 研 修	担当職員	159回	1~8日	410人	
職 場 研 修	各課・係	40回	1~4日	970人	
計					3,061人

(2) 特別区職員研修所実施研修の状況

区分	研修名	対象	回数	日数	参加人員	
共同研修	職層研修	新任研修 前期・後期	新規採用職員	1回	8日	70人
		現任研修	2級職4年以上5年未満の職員	5回	3日	16人
		主任主事研修	主任主事1年目の職員	5回	3日	58人
		係長昇任時研修	係長職1年目の職員	5回	3日	31人
		課務担当係長研修	係長・課務担当主査職3年未満の職員	8回	3日	38人
		総括係長研修	総括係長の職員	4回	2日	12人
		管理職候補者研修 (オリエンテーション)	管理職選考合格者	1回	1日	10人
		〃 (昇任前)	〃 (18年度に総括係長の職員)	2回	2泊7日	6人
		〃 (人事考課)	〃 (昇任前研修受講予定者)	3回	2日	7人
		管理職候補者指定研修 (人権・同和問題)	〃 (昇任前研修受講予定者)	1回	3日	1人
		課長研修 I	管理職昇任1年未満の職員	4回	3日	4人
		〃 II	課長職3～5年目の職員	4回	2日	6人
		統括課長研修(経営戦略)	統括課長昇任1年未満の職員	3回	1日	1人
		部長研修(経営戦略)	部長級職員	2回	1日	2人
	清掃研修	新任技能	新規採用技能系清掃職員	1回	1日	6人
		現任技能 (10年目)	採用後10年目の技能系清掃職員	6回	1日	12人
		〃 (15年目)	採用後15年目の技能系清掃職員	7回	1日	17人
		技能主任	技能主任1年目の清掃職員	1回	3日	3人
		新任技能長	技能長1年目の清掃職員	1回	3日	1人
		技能長 (3年目)	技能長職3年目の清掃職員	1回	3日	2人
		転入 (同和問題)	18年度に他部署から清掃事業主管部署に異動してきた職員	2回	1日	6人
		講師養成セミナー (同和問題)	清掃事業主管部署の管理者	1回	1日	2人
	〃 (汚職等事故防止)	2回		1日	2人	
	※ 専門研修	実務	担当職員	8回	1～5日	20人
		福祉・保健・衛生		18回	1～3日	68人
	まちづくり	7回		2～3日	15人	
	※ ツブツブ※	思考力・問題解決力研修	希望する職員 *ステップアップ研修の一部を係長	8回	1～2日	21人
		コミュニケーション研修		9回	1～2日	16人
		人材育成・組織活性化研修		20回	1～2日	57人
		I T 研修		20回	1～2日	47人
	F 営 経	政策経営研修	選択研修 (江東区) として受講	7回	1～3日	38人
		地域経営研修		8回	1～2日	26人
	共同研修	公務基礎・サポート研修	公務員倫理研修	※主任主事・リフレッシュ研修 (江東区) の一環として受講	5回	1日
人権・同和問題研修				1回	1日	6人
講演会			希望する職員	4回	1日	77人
他機関実施講演会				3回	1日	13人
講師養成研修「現任研修リーダー」				2回	3日	1人
〃 「主任主事研修リーダー」			課長級職員及び係長級職員	2回	3日	1人
〃 「係長昇任時研修リーダー」				1回	3日	2人
〃 「人権・同和問題」		1回	8日	2人		
計					835人	

※ 専門研修、ステップアップ研修及び自治体経営研修は分野別に掲載

(3) 第五ブロック (墨田・江東・足立・葛飾・江戸川) 実施研修の状況

研 修 名	対 象	回数	日数	参加 人員
研修担当者研修	希望する職員	1回	1日	1人
計				1人

(4) その他の機関 (国・東京都・その他) 実施研修の状況

研 修 機 関 名	対 象	回数	日数	参加 人員
東京都福祉保健局・国立保健医療科学院	担当職員	13回	1～4日	44人
東京都立精神保健福祉センター等	担当職員	23回	1～34日	61人
計				105人

(5) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況

研 修 名	実施時期	日数	参加人員
講演「幼稚園主任に今求められること」(主任研修)	5月 8日	1日	11人
講演「多様化する保護者への対応」	6月22日	1日	70人
講演・協議「園の課題解決に向けて」(主任研修)	7月25日	1日	11人
講演・協議「家庭地域とともにほぐくむ道徳性の芽生えについて」	10月24日 11月14日	2日	110人
評価者訓練 (園長研修)	8月28日	1日	11人
講演・協議「今年度の主任としての取り組みの成果と課題」(主任研修)	1月12日	1日	11人
講演「幼児教育の今とこれから」	1月18日	1日	70人
計			294人

2 勤務評定等の状況

(1) 管理職 (部課長級職員)

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する成果及び職員の指導・育成に対する成果等を評定しています。

(2) 一般職員 (係長級以下の職員)

自己申告及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、能力、意欲態度、業績に対する評定をしています。その他、各昇任選考の際に個別評定を行っています。

(3) 幼稚園教育職員

① 園長及び副園長

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、職務目標に対する達成及び成果等を評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

② 一般教員

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあつては、教育指導・幼稚園運営についてそれぞれ能力、情意、実績の要素別に評定しています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

VI 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生福利制度の体系

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度（地方公務員法第42条）、共済制度（地方公務員法第43条）を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償制度（地方公務員法第45条）を規定しています。共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容がほぼ法定されているものを「法定厚生福利」、地方公務員法第42条に基づき実施するもの等を「法定外厚生福利」と呼んでいます。



2 東京都職員共済組合

地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の増進をはかり、公務の能率的運営の助けとなるよう地方公務員等共済組合法に基づいて設立されています。地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、災害若しくは死亡に関して短期給付又は長期給付を行なっています。

(1) 事業内容	
主な事業	事業内容
短期給付事業	<p>この事業は健康保険に相当するもので、法律で給付の種類や内容が定められた「法定給付」と法令の定める基準に従って実施している「附加給付」等があります。</p> <p>【給付の内容】</p> <p>① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付・・・法定給付 ② 組合員の休業に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付・・・・・・・・・・・・・・・・法定給付 ④ ①～③の給付に加えて支給する給付・・・・・・・・・・・・・・・・附加給付</p>
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。</p> <p>永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <p>【給付の種類】</p> <p>① 退職共済年金…生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び65歳から受ける本来の退職共済年金に分けられます。（経過措置があります。） ② 障害共済年金…組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったとき支給されます。 ③ 障害一時金…組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。 ④ 遺族共済年金…組合員が死亡したときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。</p>
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるような事業を行うものです。人間ドックなどの保健事業、病院運営などの医療事業、保養施設運営の保養事業、「アジュール竹芝」運営の会館事業、それに住宅資金貸付などの貸付事業を行っています。</p>

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の事業ごとに定められ、組合員の掛金と地方公共団体（事業主）の負担金をもって充てられています。

各事業に要する費用の割合は、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、各事業の財源率は共済組合等の定款で定められ、次の表のとおりです。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 38.70/1000	給料月額× 4.7438/1000	給料月額× 88.0750/1000	給料月額× 2.20/1000
	期末手当等× 30.96/1000	期末手当等× 3.795/1000	期末手当等× 70.46/1000	期末手当等× 1.76/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 38.975/1000	給料月額× 4.7438/1000	給料月額× 111.0750/1000	給料月額× 2.20/1000
	期末手当等× 31.18/1000	期末手当等× 3.795/1000	期末手当等× 88.86/1000	期末手当等× 1.76/1000

3 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務を共同処理する一部事務組合職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
保険事業	○グループ保険 ○三大疾病保険 ○療養プラン ○長期療養プラン ○医療費用保険 ○団体傷害保険 ○積立年金保険 ○団体取扱生命保険 ○団体取扱火災共済 ○団体 取扱損害保険
給付事業	●リフレッシュ助成 ●せん別金
貸付事業	●一般生計資金貸付金 ●再任用職員貸付金 ●特別生計資金貸付金 ●育児休業資金 貸付金 ●進学資金貸付金 ●住宅増改修資金貸付金
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー50 ○退職準備セミナー ○介護講座・介護セミナー ○住宅セミナー
あっせん事業	●互助組合のあっせん ○指定店のあっせん ○ローンのあっせん
施設事業	○会員制施設 ○割引施設 ○夏季・冬季日帰り施設 ○パッケージ旅行 ●たびのやど ●宿泊施設利用者補助金
相談事業	○職員相談室 ○ダイヤル健康相談

※ ●は18年度末廃止事業。

(2) 各事業の費用等の状況

事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と事業主の負担金によってまかなわれ、平成18年度の組合費と負担金の割合は次の表のとおりです。事業主の負担金については見直しを行い、平成19年度以降は、廃止しました。

組合費 (組合員)	負担金	負担割合 (組合費 : 負担金)
給料月額×2.2/1000	組合費年額×0.5	1:0.5

4 江東区職員互助会

江東区職員の福利厚生と職員相互の親睦を図るために設けられた任意団体で、東京都職員共済組合や特別区職員互助組合の事業を補完し、職員の身近な福利厚生事業を実施しています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
給付事業	○結婚祝金 ○出産祝金 ○入学・卒業祝金 ○傷病見舞金 ○弔慰金 ○災害見舞金 ○永年勤続記念品料 ○退職せん別金 ○退会記念品
文化事業	○サークル団体助成
厚生事業	○職員ボウリング大会
カフェテリアプラン事業	○リフレッシュ、健康、育児、自己啓発などのメニューを利用した場合、自己 負担額の1/2を限度として助成 (年間限度額2万2千円)
福利事業	○人間ドック利用助成
貸付事業	○生計資金貸付金 ○住宅資金貸付金

※ 給付事業は、会員の会費で実施しています。

(2) 各事業の費用等の状況（平成18年度決算額）

事業に必要な経費は、会員から徴収する会費と区の交付金でまかなわれ、会費と区交付金の負担割合は1:0.9となっています。

会費収入額 (会費割合)	区交付金額	負担割合（会費：区交付金）
68,449,062円 (給料月額×5/1000)	62,100,000円	1:0.9

5 公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されています。

組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行ない、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給しています。民間の健康保険に相当する事業です。
長期給付事業	組合員の退職後の生活の安定のため、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等の給付を行っています。民間の厚生年金保険に相当する事業です。
福祉事業	組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○住宅資金等の貸付事業 ○人間ドック等の保健事業 ○保健施設の開設や保養施設などの宿泊事業

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金と、地方公共団体等（事業主）が納付する負担金からなっています。

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業
	短期分	介護分		
掛金 (組合員)	給料月額× 37.00/1000	給料月額× 4.58/1000	給料月額× 88.075/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 29.60/1000	期末手当等× 3.66/1000	期末手当等× 70.460/1000	期末手当等× 1.32/1000
負担金 (事業主)	給料月額× 37.00/1000	給料月額× 4.58/1000	給料月額× 88.075/1000	給料月額× 1.65/1000
	期末手当等× 29.60/1000	期末手当等× 3.66/1000	期末手当等× 70.460/1000	期末手当等× 1.32/1000

6 公務災害・通勤災害の状況（平成18年4月1日から平成19年3月31日）

区分	一般職員	教育公務員
公務災害	27件	0件
通勤災害	5件	0件
計	32件	0件

7 職員健康診断の状況

平成18年度における職員の健康診断は計20種について実施しました。主な健康診断の実施状況は次のとおりです。

(1) 一般職員

主な健康診断	受診者数
定期健康診断	延2,434人
消化器系健康診断	延1,897人
婦人健康診断	延2,104人
V D T 健康診断	875人

(2) 幼稚園教育職員

主な健康診断	受診者数
教職員結核・循環器系検診	延102人
教職員胃診断	延 39人
教職員大腸ガン健康診断	延 32人
教職員婦人健康診断	延 66人

8 職員健康相談の状況 (平成18年度)

名称	実施内容	件数
健康相談	医師・保健師による健康増進・予防に関する相談を区役所で月1回実施	10件
メンタルヘルス相談	産業医による、こころの健康相談、過重労働による心身の健康相談を区役所で月1回実施	14件
	臨床心理士・保健師によるカウンセリングを外部委託機関で随時実施	35件

9 職員貸与被服の状況 (平成18年度の主な貸与実績)

種別	貸与対象	貸与期間	貸与数
作業服	土木現場での作業等及び一般用務に従事する者	1～5年	336 着
清掃作業服	清掃事務所においてごみ収集・運転業務等に従事する者	1～4年	503 着
保育園業務服	保育士、保育園等において賄い及び業務に従事する者	2年	613 着
業務服	福祉会館・児童館等において指導及び用務に従事する者	1～2年	192 着
防寒着・雨衣	出張・調査・作業等屋外での業務（清掃を含む）に従事する者	2～5年	415 着
業務靴・布靴	福祉、児童指導、用務、保育士	1～3年	972 足

10 職員寮の状況 (平成19年4月1日現在)

名称	室数	入寮者数	使用料
古石場職員寮	32室	13人	月額12,500円

Ⅶ 特別区人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成18年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。

① 受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許	その他
Ⅰ類	事務	有	22歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できます。 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は、これと同等の資格があると人事委員会が認める人
	土木造園（土木）				
	建築				
	機械				
	電気				
	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人 食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
衛生監視（衛生）	有				
衛生監視（化学）					
保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師		
Ⅲ類	事務	有	18歳以上 22歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人
身障選考	事務	有	18歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている人 特別区の区域内に住所を有する人 自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 通常の勤務時間に対応できる人 活字印刷文による出題に対応できる人

(注) 身障選考は身体障害者を対象とする採用選考の略（以下同様）

② 日程

区分	Ⅰ類	Ⅲ類	身障選考
告示	3月24日	6月13日	8月10日
第1次試験 (筆記)	5月 7日	9月10日	10月15日
第1次試験 合格発表	6月16日	10月16日	11月 6日
第2次試験 (面接)	7月3日～7月21日	10月24日、25日	11月15日、28日
最終合格発表	8月 4日	11月 9日	12月 7日

③ 実施状況

	職 種 (採用区分)	採 用 予定数	申 込 者 数	受 験 者 数	受 験 率	第 1 次 合格者数	第 2 次 受 験 者 数	最 終 合格者数	倍 率
I 類	事務	490名	7,789名	5,972名	76.7%	1,279名	1,187名	758名	7.9倍
	土木造園 (土木)	50名	383名	266名	69.5%	209名	194名	138名	1.9倍
	建築	42名	183名	153名	83.6%	123名	115名	75名	2.0倍
	機械	11名	88名	68名	77.3%	30名	28名	18名	3.8倍
	電気	9名	111名	69名	62.2%	37名	33名	20名	3.5倍
	福祉	3名	213名	153名	71.8%	10名	10名	5名	30.6倍
	衛生監視 (衛生)	23名	158名	111名	70.3%	59名	57名	38名	2.9倍
	衛生監視 (化学)	5名	146名	97名	66.4%	28名	25名	16名	6.1倍
	保健師	34名	440名	373名	84.8%	107名	104名	69名	5.4倍
	I 類計	667名	9,511名	7,262名	76.4%	1,882名	1,753名	1,137名	6.4倍
III 類	事務	120名	1,472名	1,081名	73.4%	464名	430名	252名	4.3倍
	III 類計	120名	1,472名	1,081名	73.4%	464名	430名	252名	4.3倍
身障選考	事務	18名	70名	67名	95.7%	42名	41名	18名	3.7倍
合 計		805名	11,053名	8,410名	76.1%	2,388名	2,224名	1,407名	6.0倍

(2) 採用選考

平成18年度に人事委員会が実施した江東区の採用選考の実施状況は次のとおりです。

① 指導室長・医師

区 分	合格者数
指導室長	1名
医師 (課長級以上)	1名
計	2名

(3) 管理職選考

① 受験資格及び選考方法

○ I 類

(受験資格) 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成19年3月末日現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の者

(選考方法) 筆記考査 (択一・記述・論文)、勤務評定、口頭試問、適性評定 (技術のみ)

○ II 類

(受験資格) 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成19年3月末日現在、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の者

(選考方法) 筆記考査 (論文)、勤務評定、口頭試問

② 実施状況（23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合の合計）

		有資格者数 A	申込者数 B	申込率 B/A	受験者数 C	受験率 C/B	口頭試問進出者数 D	口頭試問進出率 D/C	合格者数 E	合格率 E/C
I 類	事務	19,137名	797名	4.2%	519名	65.1%	186名	35.8%	81名	15.6%
	技術Ⅰ	783名	90名	11.5%	58名	64.4%	11名	19.0%	7名	12.1%
	技術Ⅱ	529名	67名	12.7%	39名	58.2%	12名	30.8%	8名	20.5%
	技術Ⅲ	1,407名	43名	3.1%	34名	79.1%	8名	23.5%	5名	14.7%
	技術計	2,719名	200名	7.4%	131名	65.5%	31名	23.7%	20名	15.3%
	計	21,856名	997名	4.6%	650名	65.2%	217名	33.4%	101名	15.5%
II 類	事務	1,052名	209名	19.9%	169名	80.9%	113名	66.9%	49名	29.0%
	技術	230名	40名	17.4%	27名	67.5%	7名	25.9%	7名	25.9%
	計	1,282名	249名	19.4%	196名	78.7%	120名	61.2%	56名	28.6%
合計		23,138名	1,246名	5.4%	846名	67.9%	337名	39.8%	157名	18.6%

(4) 特例転職選考

① 受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成19年3月末日現在、年齢55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する者又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める者

(選考方法) 筆記考査(択一・作文)、勤務評定

② 実施状況（23区、特別区競馬組合の合計）

種別	職種	職務	有資格者数 A	申込者数 B	申込率 B/A	受験者数 C	受験率 C/B	合格者数 E	合格率 E/C	
業務系	業務	一般業務	99名	29名	29.3%	25名	86.2%	14名	56.0%	
技能系 (異種職務従事者)	技能Ⅰ	自動車運転	5名	4名	80.0%	4名	100.0%	3名	75.0%	
		ボイラー技士	0名	—	—	—	—	—	—	
		介護指導	150名	95名	63.3%	75名	78.9%	51名	68.0%	
	技能Ⅱ	電話交換	6名	2名	33.3%	1名	50.0%	0名	0.0%	
		警備	13名	3名	23.1%	3名	100.0%	2名	66.7%	
		一般技能	1名	1名	100.0%	1名	100.0%	1名	100.0%	
		作業Ⅰ	29名	17名	58.6%	11名	64.7%	6名	54.5%	
	技能Ⅲ	調理	13名	9名	69.2%	9名	100.0%	7名	77.8%	
		用務	50名	39名	78.0%	36名	92.3%	29名	80.6%	
		学童擁護	0名	—	—	—	—	—	—	
		環境技能	1名	0名	0.0%	—	—	—	—	
	技能Ⅳ	家庭奉仕	63名	42名	66.7%	39名	92.9%	22名	56.4%	
	技能系計			351名	221名	63.0%	186名	84.2%	124名	66.7%
	合計			450名	250名	55.6%	211名	84.4%	138名	65.4%

(注) 技能Ⅴ及び技能Ⅵは有資格者なし

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成18年10月12日、23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

その概要は次のとおりです。

(1) 本年のポイント

- ① 民間との給与較差がマイナス較差 (△0.41%) のため、給料表及び配偶者に係る扶養手当を引下げ (2年連続)
 - ・期末手当・勤勉手当 (ボーナス) は、改定なし
- ② 地域手当の支給割合を18%に改定し、本格導入。但し、当分の間、現行から1%引き上げ13%とし、給料月額を一律1%程度引下げ
- ③ 国全体での少子化対策に配慮し、扶養手当のうち3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げ5,500円に改定 (平成19年4月1日実施)
- ④ 公民給与の比較方法を、企業規模100人以上から50人以上に見直し
- ⑤ 給与構造の改革
 - ・地域手当の支給割合の見直し、給与カーブのフラット化、管理職手当の定額化等
- ⑥ 少数精鋭の簡素で効率的な組織運営に向けた人材の確保と育成
 - ・評価制度を23区全てで遅滞なく開始、運用することが必要
 - ・民間での知識や経営感覚等を公務で活用するため経験者採用制度を実施
 - ・管理職選考制度について、受験資格年齢や能力実証方法の早急な見直しが必要
 - ・人物重視の観点からコンピテンシー手法による面接の本格導入

(2) 職員の給与に関する報告 (意見)・勧告

① 本年の給与改定について

ア 民間給与実態調査の内容 (平成18年4月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の984民間事業所を实地調査 (調査完了749事業所)

イ 職員給与等実態調査の内容 (平成18年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
66,610人	30,731人	433,907円	44.5歳

ウ 公民比較方法等の見直し

比較対象企業規模	企業規模100人以上→50人以上
比較対象従業員	スタッフ職を比較対象に追加等

エ 公民比較の結果

	民間従業員	職 員	較 差
月 例 給 平 均 給 与	432,119円	433,907円	△1,788円 (△0.41%)
特 別 給 年 間 支 給 月 数	4.46月	4.45月	0.01月 ※改定を行わない

(注) 職員、民間従業員ともに当該年度の新卒採用者は含まれていない。

②改定の内容

ア 給料表

- ・公民較差の是正のため、1級等の引下げを緩和しつつ、各級において引下げ改定

イ 扶養手当

区 分	18年勧告	現 行
・配偶者 ・配偶者のいない第一子	13,700円 (△1,000円)	14,700円

ウ 地域手当の支給割合の変更に伴う配分の見直し

- ・地域手当の支給割合の段階的引上げ (本年13%) に伴い、給料月額を1%程度引下げ

エ 行政職給料表 (一) の初任給

区 分	給料月額	現 行
I 類 (大卒程度)	179,200円 (据置き)	179,200円
III 類 (高卒程度)	143,000円 (△1,300円)	144,300円

※III類は、地域手当との合計額で現行水準を維持

オ 配分

給料	諸手当	はね返り	計
△4,680円 (△1.07%)	3,487円 (0.80%)	△595円 (△0.14%)	△1,788円 (△0.41%)

(注1) 四捨五入の関係で、内訳は合計と一致しない。

(注2) 本表には、地域手当の支給割合改定に伴う配分変更を含む

(参考) 改定による平均年間給与の減少額 (行政職給料表 (一) 適用職員)

改定前	改定後	差
約719万5千円	約716万5千円	△約3万円 (△0.4%)

カ 実施時期等

- ・給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日) から実施
- ・平成18年4月から改定の実施前日までの期間に係る公民較差相当分について、平成19年3月に支給される期末手当の額において、所要の調整を実施

③給与構造の改革

ア 地域手当の支給割合

- ・国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨から本格導入 (支給割合の段階的な引上げに合わせて、給料水準は段階的に引下げ)

イ 給与カーブのフラット化

- ・年齢別民間賃金との均衡を図るため、中高年齢職員の給与水準を抑制し、若年層との世代間配分を是正

ウ 管理職手当の定額化 (平成19年4月1日実施)

- ・職務・職責を的確に反映できるよう定率制から定額制に移行
- ・現行の区分を改め、より職務・職責を考慮した手当額を本年度中に提示

エ 一般職員の勤勉手当への成績率のさらなる反映

- ・一般職員に成績率が導入されたが、さらなる反映に向けて取り組む必要

オ 級付制度の廃止と行政職給料表 (一) 9級等のあり方

- ・任用上の基準のない行 (一) 9級は、①職務給の原則の徹底、②国や他団体の職級構成との均衡、③組織の簡素化、④能力・業績及び職責に応じた適切な処遇、⑤給与水準は特別職の報酬への配慮、等の観点から早急に改善へ向けた取組みが必要

カ 管理職の職務・職責を的確に反映した給与水準への是正

- ・管理職の職務の困難性や職責の重大さに応じ、処遇を改善

④その他

ア 扶養手当 (平成19年4月1日実施)

- ・国全体で少子化対策が推進されていることに配慮し、扶養親族である子等のうち3人目以降に係る支給月額を1,000円引き上げ、二人目までと同額の5,500円に改定

イ 特殊勤務手当

- ・各区の特殊勤務手当の適正化へ向けた取組みを評価
- ・区民の理解と納得が得られるよう不断の検証を期待

ウ 教育職員の給与制度

- ・区費負担小学校教育職員及び区が設置する中等教育学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、制定又は改定することが適当

(3) 人事評価制度、勤務環境の整備等に関する報告 (意見)

① 少数精鋭の簡素で効率的な組織運営に向けた人材の確保と育成

ア 能力・業績に基づく人事管理と評価制度

- ・平成19年1月から給与処遇へ反映させる勤務実績の評価を23区全てで遅滞なく開始、適切に運用することが必要
- ・目標管理手法について管理職員に加えて、一般職員への導入を図っていくべき
- ・評価結果の開示や苦情処理制度、評価者訓練の充実により、評価に対する公平性、透明性、納得性等を高めることが必要

イ 人材供給構造の多様化に対応した有為な人材の確保

- ・受験者数の減少は、非常に危惧すべき状況であり、人材供給構造の多様化に対応した人材確保策が必要
- ・幅広い分野から有為な人材を確保できるよう I 類採用試験について能力実証方法のあり方を検討。技術

系は、専門的知識等をさらに重視する方向で検討

- ・民間での専門的な知識経験等を公務に活かすため、初任層及び即戦力となる中堅層を対象に経験者採用の実施が必要
- ・人物重視の採用に向け、コンピテンシー面接の手法を一部導入。今後も本格的に導入し、優れた人材をよりの確に選抜
- ・国、他団体や民間企業の採用スケジュールや動向を見極め、今後も他団体に先駆けたアピール度の高い採用PR活動を強力に実施

ウ 組織を支える人材の安定的確保

- ・各昇任選考における有資格者数の減少や受験率の低下は、組織力の低下が危惧される状況
- ・主任主事昇任選考の受験資格年数を引き下げ、若年層から計画的に人材の育成を図る必要
- ・管理職選考について、職員のライフステージへの配慮、各昇任選考との関係を重視して、受験資格年齢や能力実証方法等の早急で具体的な見直しが必要

エ 時代の変化に応じた人材育成計画

- ・能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度への転換に対応して、人材育成計画のさらなる充実が必要

② 勤務環境の整備について

- ・少子化への対応として、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境整備が重要
- ・総実勤務時間の短縮に向け不断の取組みが必要
- ・心の健康づくり対策として一部の区において基本的な計画の策定が行われたが、引き続き衛生委員会の活用等、心の健康づくり対策の実施が必要
- ・休憩時間・休憩時間について、国や民間の状況を踏まえた検討が必要
- ・人事院が意見の申し出を行った自己啓発等休業制度については、その趣旨や区の実情を踏まえつつ検討

③ 公務員倫理

公務運営に著しい支障をきたすような場合には、分限制度の趣旨に則り、制度の適正な運用が必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度中における江東区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

17年度からの 継続件数 A	18年度要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
0件	0件	0件	0件	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成18年度中における江東区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

17年度からの継 続件数 A	18年度申立て 件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C	備 考
16件	1件	0件	17件	